

緑化樹木配布要綱

2000年 4月 1日施行

2003年 9月 1日一部改正

2013年 4月 1日一部改正

2015年 5月19日一部改正

2022年 9月 1日一部改正

(都市部公園緑地課)

- 1 この要綱は、福山市みどりのまちづくり条例（平成14年条例第49号）第26条の規定に基づき、緑化樹木を配布することについて、必要な事項を定めるものとする。

福山市みどりのまちづくり条例（抜粋）

平成14年12月20日

条例第49号

（苗木等の配布）

第26条 市長は、緑化の推進を図るために、苗木等の配布事業を積極的に行うものとする。

- 2 緑化樹木の配布は無料とし、次に掲げるとおりとする。

（配布対象）

- (1) 次に掲げる施設とする。

ア 公共施設（管理者の許可を得ていること。ただし、福山市が管理する公園を除く。）

イ 神社仏閣（市民に公開されていること。）

ウ 学校施設（幼稚園，小・中学校，高等学校等）

エ 社会福祉施設（保育所，養護老人ホーム，養護施設等）

オ その他（市長が適当と認める施設）

（配布回数）

- (2) 一施設に対し年度1回とする。

（配布本数）

- (3) 高木及び低木は次の配布本数以内，かつ，合計30本以内と

する。ばら苗は50本以内とする。(樹木とばら苗で最大80本まで配布可能)

ア 高 木 (H=3.0m以上) 3本
(H=1.5以上3.0m未満) 5本
(H=1.5m未満) 30本

イ 低 木 30本

ウ ばら苗 50本

(事務手続)

(4) 配布を希望する者は、原則、8月末日までに緑化樹木配布願を市長が指定する様式又は電子申請手続により公園緑地課に提出するものとする。

(5) 市長は、緑化樹木配布願の承認後、緑化樹木引換券を交付するものとする。

(6) 樹木配布は、原則、11月又は12月の市長が指定する日とする。

(7) 交付を受けた者は、市長が指定する場所及び日時において、樹木配布を受けることができる。

(8) 植栽が完了した後、緑化樹木植栽完了報告書を市長が指定する様式又は電子申請手続により提出しなければならない。

(配布樹種)

(9) 樹種は、福山市緑化センターにある樹木とする。ただし、市長は樹木の育成状況により樹種を変更できるものとする。

(10) 幹旋樹木は、次のとおりとする。

高 木

市の木 センダン, クスノキ, モクセイ

推奨の木 ウバメガシ, モッコク

その他 カイズカイブキ, サザンカ, ハナミズキ, 他

低 木

コクチナシ, コデマリ, サツキツツジ

ビョウヤナギ, 他

市の花

ばら

- 3 交付を受けた者は、樹木を良好な状態に保つため、自身の責任において、剪定、病虫害の防除、施肥等必要な維持管理を行わなければならない。